

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名
被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(16)

平成25年1月22日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政 久
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	伊 東 幸 太
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼 島 雅 仁
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	山 下 裕 平

和 伸 弁 護 士
和 伸 弁 護 士
和 伸 弁 護 士
和 伸 弁 護 士
和 伸 弁 護 士

(原告準備書面(16)に対する認否・反論)

第1 同第1 (原告らの主張のまとめ)について

原告らが訴状において、準備書面記載の内容の主張を行っていることは認める。

第2 同第2 (被告らの反論)について

被告沖縄県知事が答弁書(52頁から59頁)において、準備書面記載の内容の反論を行っていることは認める。

第3 同第3 (被告らの反論に対する原告らの再反論)について

1 同1について

判決の内容については認め、主張については争う。

前訴第一審が判断するとおり、新港地区東ふ頭の整備と本件埋立事業との関連性は認められない。両事業は別個の事業であり、仮に新港地区埋立事業の必要性がなく、そのための新港地区航路等浚渫工事の必要がないものであったとしても、そのことから直ちに本件埋立事業等の合理性が否定されることにはならない。（甲E1・前訴第一審判決173頁）

また、前訴控訴審判決も、「本件埋立事業が、新港地区航路等浚渫工事によって発生する浚渫土砂の処分を目的の一つとしているからといって、直ちに合理性を欠くことになるものではない」旨判示している。

（甲E2・前訴控訴審判決18頁）

原告らは、前訴判決について現時点では改められるべきであると思われる旨主張するが、前訴判決時と現時点において、両事業がそれぞれ個別事業であることに何ら状況の変化はない。

2 同2～6について

原告らは、前訴判決を「2008年11月時点までの事実関係に基づく考察であり、現時点では改められるべき」と主張し、「その理由は「2」以下で述べる」としている。しかし、「2」以下は、「現時点で改められるべき理由」となっていない。

第4 同第4（原告らの主張）について

1 同1～3について

争う。

被告らの主張については、被告沖縄県知事が答弁書（52頁から59頁）において行ったところであるが、最近の情勢も踏まえると、東ふ頭が供用されれば、より一層の企業立地が期待できる。（乙E1から乙E10）

2 同4について

争う。

購入土は、新港地区航路泊地等浚渫土砂量に関係なく必要とされるものであり、本件埋立事業に購入土や公共残土を用いることをもって、東ふ頭整備の必要性は失われ、本件埋立事業の合理性・必要性が存しない、とする主張は当てはまらない。

3 同5について

以上より、「国が東ふ頭を浚渫する必要性は喪失もしくは著しく減少している」との指摘は当てはまらない。

第5 同第5（まとめ）について

争う。

「国が東ふ頭を浚渫する必要性は喪失もしくは著しく減少している」との指摘は当てはまらない。

また、新港地区東ふ頭の整備と本件埋立事業は別個の事業であり、「本件埋立事業の必要性も減殺され、本件埋立事業は違法となる。」との指摘は当てはまらない。

以上